

佐伯市法人市民税 税率表

1 法人税割

平成26年9月30日以前に開始する事業年度の法人税割	14.7%
平成26年10月1日以後に開始する事業年度の法人税割	12.1%

※修正、更正申告につきましては、事業年度を遡るため従来の税率で課税されますのでご注意ください。

予定申告の特例（経過措置）

対象事業年度	予定申告の法人税割額の計算
平成26年9月30日以前に開始する事業年度	前事業年度の法人税割額×6÷前事業年度の月数
平成26年10月1日以後 平成27年9月30日以前に開始する事業年度	前事業年度の法人税割額×4.7（経過措置）÷前事業年度の月数
平成27年10月1日以後に開始する事業年度	前事業年度の法人税割額×6÷前事業年度の月数

※法人市民税法人税割の税率改正に伴い、平成26年10月1日以降に開始する事業年度の最初の予定申告の法人税割額については、以下のとおり経過措置が講じられます。

2 均等割

資本金等の額	当市内の従業者数	均等割額
1千万円以下	50人以下	50,000円
	50人超	120,000円
1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円
	50人超	150,000円
1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円
	50人超	400,000円
10億円超 50億円以下	50人以下	410,000円
	50人超	1,750,000円
50億円超	50人以下	410,000円
	50人超	3,000,000円
上記以外の法人等	—	50,000円

地方税の電子申告（eLTAX）を推進しています！

これまでは窓口や郵送で行っていた地方税の申告が、自宅やオフィスのパソコンから手軽に御利用いただけます。

※詳しい内容や手続き等については

（社）地方税電子化協議会

HP <http://www.eltax.jp/>

電話 0570-081459 まで

